

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

○世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 (19) …… 2

### 規 則

○世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則 (60) …… 2

○世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (61) …… 2

○世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則 (62) …… 2

○世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (63) …… 2

○世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (64) …… 2

○世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (65) …… 2

○世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則 (66) …… 3

### 告 示

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (384) …… 3

○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (385) …… 3

○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (386) …… 3

○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (387) …… 3

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (388) …… 3

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (389) …… 3

○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (390) …… 3

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (391) …… 3

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (392) …… 3

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (393) …… 4

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (394) …… 4

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (395) …… 4

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (396) …… 4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (397) …… 4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (398) …… 4

○令和4年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示 (399) …… 4

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (400) …… 4

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (401) …… 5

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (402) …… 5

○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (403) …… 5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (404) …… 5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (405) …… 5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (406) …… 5

○令和4年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示 (407) …… 5

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (408) …… 5

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (409) …… 5

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定及び供用開始の告示 (410) …… 5

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (411) …… 5

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (412) …… 5

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (413) …… 6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (414) …… 6

○行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (415) …… 6

○令和4年4月28日世田谷区告示第382号の一部を訂正する告示 (416) …… 6

○平成26年3月6日世田谷区告示第123号の一部を訂正する告示 (417) …… 6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (418) …… 6

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (419) …… 6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (420) …… 6

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用廃止の告示 (421) …… 6

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (422) …… 7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (423) …… 7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (424) …… 7

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (425) …… 7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (426) …… 7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (427) …… 7

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (428) …… 7

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (429) …… 7

○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (430) …… 7

○令和4年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示 (431) …… 7

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (432) …… 8

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (433) …… 8

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (434) …… 8

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (435) …… 8

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (436) …… 8

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく公共物の用途変更の告示 (437) …… 8

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示 (438) …… 8

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (439) …… 8

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (440) …… 8

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (441) …… 9

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (442) …… 9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (443) …… 9

○建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (444) …… 9

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (445) …… 9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (446) …… 9

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (447) …… 9

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (448) …… 9

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (449) …… 9

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (450) …… 10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (451) …… 10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (452) …… 10

○令和3年2月9日世田谷区告示第100号の一部を訂正する告示 (453) …… 10

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (454) …… 10

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (455) …… 10

世田谷区公報

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(456).....10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(457).....10
- 公 告**
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(37).....10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(38).....10
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(39).....11
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(40).....11
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(41).....11
- 都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(42).....11

- 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告(43).....11
- 告 示(教)**
- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(3).....12
- 世田谷区教育委員会公印規程の一部を改正する告示(4).....13
- 訓 令 甲(議)**
- 世田谷区議会事務局処務規程の一部改正(1).....13
- 告 示(農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(5).....14

令和4年5月23日  
世田谷区長 保坂展人

**世田谷区条例第19号**  
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例  
世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の48の項中「及び鑑札の交付」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7の規定が適用されるものを除く。)」を加え、同表中73の2の項から75の項までを削り、73の項の次に次のように加える。

条 例

次に掲げる条例を公布する。

74	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,600円	免許申請のとき。
75	麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許証の再交付	麻薬小売業者免許証の再交付手数料	3,200円	再交付申請のとき。

**附 則**  
この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日  
(2) 別表第1の48の項の改正規定 令和4年6月1日

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年5月31日  
世田谷区長 保坂展人

**世田谷区規則第60号**  
世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第61号**  
世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第62号**  
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第63号**  
世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第64号**  
世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第65号**  
世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第66号**  
世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する

規則の一部を改正する規則  
世田谷区長の職務代理順序に関する規則(平成11年6月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。  
本則中「第2順位 岩本 康」を「第2順位 岩本 康 第3順位 松村 克彦」に改める。  
**附 則**  
この規則は、令和4年6月1日から施行する。

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則  
世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)の一部を次のように改正する。  
第4条第2項及び第4条の2第2項中「政策経営部」の次に「(DX推進担当部に限る。)」を加える。  
**附 則**  
この規則は、令和4年6月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則  
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(令和2年11月世田谷区規則第120号)の一部を次のように改正する。  
本則中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区老人福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第26号)の一部を次のように改正する。  
別表(3)の項注2(2)中「第41条の19の3第1項及び第3項」を「第41条の19の3第1項及び第2項」に、「第41条の19の4第1項及び第3項」を「第41条の19の4第1項及び第2項」に改める。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則  
世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。  
別表20の項に次の4号を加える。  
(9) 省令第16条の3の規定による届出の受理  
(10) 省令第16条の4に規定する鑑札の交付及び同条の規定による返納鑑札の受理  
(11) 省令第16条の5の規定による旧所在地を管轄する市町村長への通知  
(12) 省令第16条の6第2項の規定による新所在地を管轄する市町村長への犬の原簿の送付  
**附 則**  
この規則は、令和4年6月1日から施行する。

世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
世田谷区建築基準法施行細則(昭和58年3月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。  
第15号の3の4様式第3面別紙を次のように改める。  
別紙省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区建築基準法施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則(平成6年7月世田谷区規則第90号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第4号中「建築後の経過期間が25年を超える家屋(当該家屋が耐火建築物(登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物をいう。以下この号において同じ。)である家屋である場合に限る。)又は建築後の経過期間が20年を超える家屋(当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。)」を「昭和56年12月31日以前に建築された家屋」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

告 示

◎世田谷区告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月2日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
  - 33-55
  - 28-1
- 変更の区間
  - 世田谷区豪徳寺一丁目2039番4の内
  - 世田谷区豪徳寺一丁目2039番4の内
- 変更の区域
  - 延長 16.88メートル  
幅員 0.23メートルから0.28メートルまで  
面積 4.36平方メートル
  - 面積 1.39平方メートル
- 供用開始の期日  
令和4年5月2日

◎世田谷区告示第385号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年5月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第386号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年5月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第387号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年5月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第388号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和4年5月2日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称  
すずらんこどもサポートクラブ
- 事業所の所在地  
東京都世田谷区尾山台二丁目32番10号アークファイブ尾山台2階
- 申請者の名称  
合資会社すずらん子ども会
- 指定年月日  
令和4年5月1日
- 障害児通所支援の種類  
児童発達支援

◎世田谷区告示第389号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年5月2日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称  
リハビリデイルームやわら赤堤
- 事業所の所在地  
東京都世田谷区赤堤四丁目41番5号栗飯原ビル1階
- 事業者の名称  
株式会社静和
- 廃止届受理年月日  
令和4年3月31日

- |   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 5 | サービスの種類 | 日<br>地域密着型通所介護 |
|---|---------|----------------|

◎世田谷区告示第390号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年5月6日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |                              |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 指定変更番号  | 第2893号                       |
| 2 | 指定変更年月日 | 令和4年5月2日                     |
| 3 | 指定変更の位置 | 世田谷区桜上水一丁目125番5の一部及び124番5の一部 |
| 4 | 道路の幅員   | 0.72メートル                     |
| 5 | 道路の延長   | 14.29メートル                    |
| 6 | 申請者氏名   | 佐藤 信夫                        |

◎世田谷区告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月6日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区北沢五丁目760番11の内
- 変更の区域  
延長 12.86メートル  
幅員 0.51メートルから0.62メートルまで  
面積 7.37平方メートル
- 供用開始の期日  
令和4年5月6日

◎世田谷区告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月9日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目555番50の内
- 変更の区域  
延長 7.79メートル  
幅員 0.22メートルから0.26メートルまで  
面積 1.91平方メートル
- 供用開始の期日  
令和4年5月9日

◎世田谷区告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田五丁目962番37から962番36の内まで
- 3 変更の区域  
面積 1.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月10日

◎世田谷区告示第394号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D194-05
- 2 変更の区間  
世田谷区代田五丁目962番36の内
- 3 変更の区域  
延長 18.76メートル  
幅員 0.14メートルから0.25メートルまで  
面積 3.72平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月10日

◎世田谷区告示第395号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-D350-09
- 2 変更の区間  
世田谷区弦巻二丁目140番84から140番87まで
- 3 変更の区域  
延長 7.00メートル  
幅員 0.23メートル  
面積 1.64平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月10日

◎世田谷区告示第396号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
12-D254-04
- 2 変更の区間  
世田谷区三宿二丁目392番20の内
- 3 変更の区域  
延長 9.03メートル  
幅員 0.70メートルから0.72メートルまで  
面積 6.42平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月10日

◎世田谷区告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜一丁目748番3の内
- 3 変更の区域  
延長 12.15メートル  
幅員 0.40メートルから0.58メートルまで  
面積 6.06平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月10日

◎世田谷区告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原一丁目1779番20の内から1783番11の内まで
- 3 変更の区域  
延長 5.93メートル  
幅員 0.46メートルから0.58メートルまで  
面積 3.10平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月10日

◎世田谷区告示第399号

令和4年第1回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。

令和4年5月10日

世田谷区長 保坂展人  
記

- 1 招集する年月日  
令和4年5月13日(金)午後1時
- 2 招集する場所  
世田谷区議会議場
- 3 案 件
  - (1) 議 案  
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例  
世田谷区立池之上小学校改築工事請負契約  
世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事請負契約  
世田谷区立池之上小学校改築空気調和設備工事請負契約  
世田谷区立池之上小学校改築給排水衛生設備工事請負契約
  - (2) 専 決  
専決処分の承認(令和4年度世田谷区一般会計補正予算(第1次))
  - (3) 報 告  
議会の委任による専決処分の報告  
(自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定)  
議会の委任による専決処分の報告  
(フェンス損傷事故に係る損害賠償額の決定)  
議会の委任による専決処分の報告  
(損害賠償請求事件に係る和解)  
令和4年1月分例月出納検査の結果について  
令和4年2月分例月出納検査の結果について  
令和3年度財政援助団体等監査の結果について  
令和3年度工事監査の結果について
  - (4) あべ川也議員に対する懲罰
  - (5) 議会運営委員の選任
  - (6) 請願の処理
  - (7) 請願の付託

◎世田谷区告示第400号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和4年5月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ハーモニープラン
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区北鳥山四丁目26番4-102号
- 3 事業者の名称  
ハーモニープラン合同会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年5月2日

5 サービスの種類 居宅介護支援

---

◎世田谷区告示第401号  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
 令和4年5月12日  
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 木下の介護世田谷  
 2 事業所の所在地 東京都世田谷区上用賀一丁目26番20号  
 3 事業者の名称 株式会社木下の介護  
 4 廃止届受理年月日 令和4年4月28日  
 5 サービスの種類 居宅介護支援

---

◎世田谷区告示第402号  
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和4年5月12日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

---

◎世田谷区告示第403号  
 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和4年5月12日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

---

◎世田谷区告示第404号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年5月13日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 55-28  
 2 変更の区間 世田谷区八幡山一丁目111番10  
 3 変更の区域  
 延長 8.52メートル  
 幅員 0.49メートル  
 面積 4.24平方メートル  
 4 供用開始の期日 令和4年5月13日

---

◎世田谷区告示第405号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年5月13日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 40-1  
 2 変更の区間 世田谷区等々力七丁目46番19  
 3 変更の区域  
 面積 1.14平方メートル  
 4 供用開始の期日 令和4年5月13日

---

◎世田谷区告示第406号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年5月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年5月13日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1  
 2 変更の区間 世田谷区上北沢五丁目1247番26の内から1247番24まで  
 3 変更の区域  
 延長 13.07メートル  
 幅員 0.16メートルから0.28メートルまで  
 面積 2.38平方メートル  
 4 供用開始の期日 令和4年5月13日

---

◎世田谷区告示第407号  
 令和4年5月13日招集の令和4年第1回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。  
 令和4年5月13日  
 世田谷区長 保坂展人  
 記  
 案件  
 1 議席の一部変更

---

◎世田谷区告示第408号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和4年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年5月16日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 45-G006  
 2 廃止する起終点 世田谷区瀬田五丁目190番地先無番から197番地先無番まで  
 3 廃止の期日 令和4年5月16日

---

◎世田谷区告示第409号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年5月16日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1  
 2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目879番16の内  
 3 変更の区域  
 延長 10.80メートル  
 幅員 0.62メートル  
 面積 6.74平方メートル  
 4 供用開始の期日 令和4年5月16日

---

◎世田谷区告示第410号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき区管理道路線を次のように指定し、同規則第4条第1項の規定に基づき新たに指定した区管理道路の区域を決定し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年5月16日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 43-G154  
 2 指定する起終点 世田谷区祖師谷四丁目401番2  
 3 道路の延長 33.58メートル  
 4 道路の幅員 4.00メートル  
 5 道路の面積 134.34平方メートル  
 6 供用開始の期日 令和4年5月16日  
 7 用途 区管理道路

---

◎世田谷区告示第411号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和4年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年5月16日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
 (1) 43-G034  
 (2) 43-G035  
 2 廃止する起終点  
 (1) 世田谷区祖師谷四丁目405番地先無番から405番地先無番まで  
 (2) 世田谷区祖師谷四丁目402番地先無番から403番イ地先無番まで  
 3 廃止の期日 令和4年5月16日

---

◎世田谷区告示第412号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2

世田谷区公報

項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 21-D031-03
(2) 21-D031-04
2 変更の区間
(1) 世田谷区大原二丁目1261番31の内から1261番30まで
(2) 世田谷区大原二丁目1261番31の内
3 変更の区域
(1) 延長 7.28メートル
幅員 0.18メートルから0.19メートルまで
面積 1.41平方メートル
(2) 延長 11.91メートル
幅員 0.69メートルから1.06メートルまで
面積 10.42平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年5月16日

◎世田谷区告示第413号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和4年5月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 キラッと烏山居宅介護支援事業所
2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山六丁目34番15号ハイムピア6-103
3 事業者の名称 株式会社 Professional
4 廃止届受理年月日 令和4年5月9日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区等々力六丁目22番23の内
3 変更の区域
延長 12.40メートル
幅員 0.18メートルから0.20メートルまで
面積 2.39平方メートル
4 供用開始の期日

令和4年5月17日

◎世田谷区告示第415号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢77歳位の女性、身長148センチメートル、痩せ型、着衣はピンク色長袖上衣、白色肌着。

上記の者は、平成31年1月中旬頃、東京都世田谷区野毛一丁目1番7号205号室で死亡しました。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第416号

令和4年4月28日世田谷区告示第382号の一部を次のように訂正する。

令和4年5月17日

世田谷区長 保坂展人

告示中「代表取締役 矢野 美智子」を「代表取締役 矢野 三智子」に訂正する。

◎世田谷区告示第417号

平成26年3月6日世田谷区告示第123号の一部を次のように訂正する。

令和4年5月18日

世田谷区長 保坂展人

告示中「(14) 716.059平方メートル」を「(14) 746.06平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、廃止する。

この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 26-15
(2) 26-15
2 変更により廃止する区間
(1) 世田谷区松原二丁目689番20の内
(2) 世田谷区松原二丁目689番21の内
3 変更により廃止する区域
(1) 面積 0.04平方メートル
(2) 面積 0.02平方メートル
4 区域廃止の期日
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 26-15

- 2 供用開始の区間 世田谷区松原二丁目692番45の内から689番29の内まで

- 3 供用開始の区域
延長 183.78メートル
幅員 4.00メートルから4.04メートルまで
面積 746.00平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 26-15
(2) 26-15
(3) 26-15
(4) 26-15
2 変更の区間
(1) 世田谷区松原二丁目692番45の内
(2) 世田谷区松原二丁目692番29
(3) 世田谷区松原二丁目690番46の内
(4) 世田谷区松原二丁目689番29の内
3 変更の区域
(1) 面積 0.009平方メートル
(2) 延長 2.15メートル
幅員 0.00メートルから0.51メートルまで
面積 0.55平方メートル
(3) 面積 0.06平方メートル
(4) 面積 0.03平方メートル
4 供用開始の期日
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第421号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 21-G155
(2) 21-D385
2 供用廃止の区間
(1) 世田谷区松原二丁目692番2
(2) 世田谷区松原二丁目690番7の内
3 供用廃止の区域
(1) 延長 22.71メートル
幅員 3.63メートルから3.69メートルまで
面積 82.90平方メートル
(2) 延長 5.54メートル
幅員 2.66メートルから2.70メートルまで
面積 14.87平方メートル

4 供用廃止の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第422号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 36-5

2 変更の区間  
(1) 世田谷区上馬二丁目26番25の内  
(2) 世田谷区上馬二丁目26番25の内

3 変更の区域  
(1) 延長 10.76メートル  
幅員 0.09メートルから  
0.23メートルまで  
面積 1.64平方メートル  
(2) 面積 1.02平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第423号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区池尻二丁目176番8の内

3 変更の区域  
延長 12.26メートル  
幅員 1.09メートルから  
1.10メートルまで  
面積 13.29平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第424号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区成城四丁目1985番19から1986番3まで

3 変更の区域  
延長 8.55メートル  
幅員 0.99メートル  
面積 8.53平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第425号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
11-D289-04

2 変更の区間  
世田谷区代沢一丁目81番77の内

3 変更の区域  
延長 17.63メートル  
幅員 0.21メートルから  
0.23メートルまで  
面積 3.99平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第426号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
58-1

2 変更の区間  
世田谷区八幡山一丁目98番6

3 変更の区域  
延長 14.56メートル  
幅員 0.26メートルから  
0.27メートルまで  
面積 3.96平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第427号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区大原二丁目1255番9  
(2) 世田谷区大原二丁目1255番10

3 変更の区域  
(1) 延長 18.22メートル  
幅員 0.63メートルから  
1.00メートルまで

面積 17.85平方メートル  
(2) 延長 23.67メートル  
幅員 0.26メートルから  
1.09メートルまで  
面積 20.06平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第428号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
22-D106-06

2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目484番119の内から484番22の内まで

3 変更の区域  
延長 9.34メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.64メートルまで  
面積 5.90平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月18日

◎世田谷区告示第429号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和4年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
22-D106-07

2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目484番119の内

3 変更の区域  
延長 0.07メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 0.04平方メートル

◎世田谷区告示第430号  
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
令和4年5月19日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第431号  
令和4年5月13日招集の令和4年第1回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。  
令和4年5月19日

<p>世田谷区長 保坂展人 記</p> <p>案件 1 同意 世田谷区副区長選任の同意</p>	<p>令和4年5月20日</p> <p>◎世田谷区告示第435号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月20日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>(1) (旧) 区管理道路 (新) 区管理道路（自転車歩行者道）</p> <p>(2) (旧) 区管理道路 (新) 区管理道路（自転車歩行者道）</p>
<p>◎世田谷区告示432号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 38-9</p> <p>2 変更の区間 世田谷区東玉川二丁目18番10の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.35メートル 幅員 0.09メートル 面積 0.70平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年5月20日</p>	<p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目86番58</p> <p>3 変更の区域 延長 21.12メートル 幅員 0.80メートルから 0.89メートルまで 面積 18.00平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年5月20日</p>	<p>◎世田谷区告示第438号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第6条の2の規定に基づき、区管理道路線（自転車歩行者道）の供用を次のように開始する。 この関係図面は、令和4年5月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 (1) 11-G179 (2) 11-G180</p> <p>2 供用開始の区間 (1) 世田谷区北沢二丁目1054番83 (2) 世田谷区北沢二丁目296番3</p> <p>3 供用開始の区域 (1) 延長 102.62メートル 幅員 4.28メートルから 6.00メートルまで 面積 594.03平方メートル (2) 延長 44.38メートル 幅員 6.00メートル 面積 266.45平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年5月23日</p>
<p>◎世田谷区告示433号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 39-25</p> <p>2 変更の区間 世田谷区祖師谷二丁目148番23の内</p> <p>3 変更の区域 延長 9.89メートル 幅員 0.14メートルから 0.19メートルまで 面積 1.70平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年5月20日</p>	<p>◎世田谷区告示第436号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和4年5月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区北沢二丁目975番76</p> <p>3 供用開始の区域 延長 6.20メートル 幅員 1.19メートルから 1.27メートルまで 面積 7.64平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年5月23日</p>	<p>◎世田谷区告示第439号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和4年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区北沢四丁目612番84</p> <p>3 供用開始の区域 延長 16.24メートル 幅員 1.32メートルから 1.36メートルまで 面積 21.84平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年5月24日</p>
<p>◎世田谷区告示第434号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢四丁目228番9</p> <p>3 変更の区域 延長 22.18メートル 幅員 0.27メートル 面積 6.05平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日</p>	<p>◎世田谷区告示第437号 公共物の用途を次のように変更するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。 令和4年5月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 (1) 11-G179 (2) 11-G180</p> <p>2 用途変更する区間 (1) 世田谷区北沢二丁目1054番83 (2) 世田谷区北沢二丁目296番3</p> <p>3 用途変更する区域 (1) 延長 102.62メートル 幅員 4.28メートルから 6.00メートルまで 面積 594.03平方メートル (2) 延長 44.38メートル 幅員 6.00メートル 面積 266.45平方メートル</p> <p>4 変更する用途</p>	<p>◎世田谷区告示第440号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和4年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年5月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p>



2 供用開始の区間  
世田谷区北沢三丁目594番26

3 供用開始の区域  
延長 2.00メートル  
幅員 1.33メートルから  
1.35メートルまで  
面積 2.69平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月24日

◎世田谷区告示第441号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月24日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
40-1

2 変更の区間  
世田谷区奥沢六丁目60番3地先無番

3 変更の区域  
延長 6.88メートル  
幅員 1.45メートル  
面積 10.01平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月24日

◎世田谷区告示第442号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。  
この関係図面は、令和4年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月24日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
33-G036-01

2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区奥沢六丁目60番3地先無番から60番6地先無番まで  
(新)世田谷区奥沢六丁目60番4地先無番から60番6地先無番まで

3 廃止の期日  
令和4年5月24日

◎世田谷区告示第443号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月24日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区駒沢二丁目85番4の内か

ら85番10の内まで

3 変更の区域  
延長 16.37メートル  
幅員 0.12メートルから  
0.17メートルまで  
面積 2.17平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月24日

◎世田谷区告示第444号  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和4年5月24日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 第2896号

2 指定年月日 令和4年5月23日

3 指定の位置 世田谷区喜多見六丁目9番3の一部、9番35、9番48及び9番51の一部

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 16.84メートル

6 申請者氏名 妙法寺  
代表役員 小林 教一

◎世田谷区告示第445号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
40-1

2 供用開始の区間  
世田谷区大原一丁目1075番138

3 供用開始の区域  
延長 10.15メートル  
幅員 0.98メートルから  
1.11メートルまで  
面積 10.66平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月25日

◎世田谷区告示第446号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 40-1  
(2) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区大原一丁目1075番139  
(2) 世田谷区大原一丁目1075番28の内

3 変更の区域  
(1) 延長 0.05メートル

幅員 0.98メートル

面積 0.05平方メートル

(2) 延長 9.25メートル  
幅員 0.06メートルから  
0.16メートルまで  
面積 1.05平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月25日

◎世田谷区告示第447号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
49-21

2 変更の区間  
世田谷区上北沢五丁目1370番53

3 変更の区域  
延長 5.69メートル  
幅員 0.92メートルから  
0.93メートルまで  
面積 5.30平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月25日

◎世田谷区告示第448号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
令和4年5月26日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 よしぼん

2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山六丁目29番10号

3 事業者の名称 合資会社よしぼん

4 廃止届受理年月日 令和4年5月19日

5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第449号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年5月27日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 供用開始の区間  
世田谷区太子堂二丁目323番21

3 供用開始の区域  
延長 5.54メートル  
幅員 1.63メートル  
面積 9.03平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年5月27日

# 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第450号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
12-D286-17
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂四丁目451番32の内
- 3 変更の区域  
延長 12.09メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.62メートルまで  
面積 7.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月27日

## ◎世田谷区告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
51-16
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水一丁目152番3から152番4まで
- 3 変更の区域  
延長 21.70メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 21.72平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月30日

## ◎世田谷区告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢二丁目512番4の内
- 3 変更の区域  
延長 7.58メートル  
幅員 0.33メートルから  
0.38メートルまで  
面積 2.53平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月30日

## ◎世田谷区告示第453号

令和3年2月9日世田谷区告示第100号の一部を次のように訂正する。

令和4年5月31日

世田谷区長 保坂展人

告示中「世田谷区松原二丁目694番6地先無番」を「世田谷区松原二丁目694番6」に訂正する。

## ◎世田谷区告示第454号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G161
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区松原二丁目694番6から696番10地先無番まで  
(新) 世田谷区松原二丁目694番6から696番10地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年5月31日

## ◎世田谷区告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 32-14
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区大原一丁目1106番58の内から1106番59の内まで  
(2) 世田谷区大原一丁目1106番59の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 14.16メートル  
幅員 0.02メートルから  
0.14メートルまで  
面積 3.14平方メートル  
(2) 延長 12.36メートル  
幅員 0.23メートルから  
0.33メートルまで  
面積 3.52平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月31日

## ◎世田谷区告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
32-14
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1106番59の内
- 3 変更の区域  
延長 0.07メートル  
幅員 0.22メートルから  
0.23メートルまで  
面積 0.01平方メートル

## ◎世田谷区告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田三丁目750番7の内
- 3 変更の区域  
延長 8.02メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.21メートルまで  
面積 1.18平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年5月31日

## 公 告

### ◎世田谷区公告第37号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年5月17日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 瀬田二丁目 857番2の一部 857番4 857番5 857番6 857番7 857番8 858番5の一部 858番7の一部 858番8 858番9 858番10の一部	東京都世田谷区 瀬田二丁目5番3号 角井 清美 東京都新宿区 西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

### ◎世田谷区公告第38号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年5月18日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区八幡山三丁目233番15 233番29	東京都世田谷区八幡山三丁目9番38号 植松 喜代光

◎世田谷区公告第39号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類  
東京都都市計画緑地 第101号北烏山七丁目緑地
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区北烏山七丁目地内
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課並びに世田谷区世田谷総合支所街づくり課、世田谷区北沢総合支所街づくり課、世田谷区玉川総合支所街づくり課、世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間  
令和4年5月19日から同年6月2日まで
- 意見書の提出先  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第40号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都都市計画緑地事業第98号深沢二丁目緑地
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第41号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都都市計画公園事業第8・3・19号瀬田農業公園
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第42号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年5月19日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都都市計画緑地事業第64号成城みつ池緑地
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第43号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項及び附則第7条の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。

令和4年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 予防接種の種類  
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 予防接種の対象者  
世田谷区内に居住する5歳以上の者(以下「対象者」という。)
- 予防接種を行う期間  
令和4年5月31日から同年9月30日まで
- 予防接種を行う場所  
世田谷区内の指定施設及び指定医療機関
- 予防接種を行う医師の氏名  
前項に規定する指定医療機関において掲示する。
- 使用するワクチン  
(1) 新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する予防接種(予防接種法附則第7条第1項に規定する予防接種をいう。以下同じ。)並びに12歳以上18歳未満の者及び18歳以上60歳未満で基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1に掲げる基礎疾患をいう。)を有しない者その他の新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めない者

(以下「60歳未満の基礎疾患を有しない者等」という。)に対する第二期追加接種(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第9条に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。)においては、使用しない。)

- 新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(武田薬品工業株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する初回接種(予防接種実施規則附則第7条に規定する初回接種をいう。以下同じ。)18歳未満の者に対する第一期追加接種(同規則附則第8条に規定する第一期追加接種をいう。)並びに18歳未満の者及び60歳未満の基礎疾患を有しない者等に対する第二期追加接種においては、使用しない。
- 新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(ファイザー株式会社が令和4年1月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち12歳未満の者に対する初回接種及び対象者のうち1回目接種時に12歳未満であった12歳以上の者に対する2回目接種においてのみ使用する。)
- 予防接種を受けることが適当でない者  
(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者  
(2) 明らかな発熱を呈している者  
(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者  
(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 接種の判断を行うに際して注意を要する者  
(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者  
(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者  
(3) 過去にけいれんの既往のある者  
(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者  
(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者  
(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第3号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月10日  
世田谷区教育委員会  
本則の表を次のように改める。

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
スクールカウンセラー	月額	102,590円から212,190円までの額	20,518円から42,438円までの額	123,108円から254,628円までの額
学校包括支援員	月額	161,142円から168,152円までの額	32,228円から33,630円までの額	193,370円から201,782円までの額
心理教育相談員	月額	100,800円から208,838円までの額	20,160円から41,767円までの額	120,960円から250,605円までの額
教育相談員	月額	187,504円	37,500円	225,004円
伝統工芸指導員	月額	100,714円	20,142円	120,856円
河口湖林間学園管理補助員	月額	141,566円		141,566円
学校給食栄養管理嘱託員	月額	170,090円	34,018円	204,108円
学校給食栄養管理嘱託員(指導員)	月額	103,944円	20,788円	124,732円
就学相談員	月額	140,628円から187,504円までの額	28,125円から37,500円までの額	168,753円から225,004円までの額
特別支援学級支援員	月額	143,002円	28,600円	171,602円
図書館嘱託員	月額	67,723円から144,304円までの額	13,544円から28,860円までの額	81,267円から173,164円までの額
図書館業務員	月額	41,238円から68,731円までの額	8,247円から13,746円までの額	49,485円から82,477円までの額
図書館業務員(障害)	月額	86,331円	17,266円	103,597円
学校警備嘱託員	月額	89,011円から130,696円までの額	17,802円から26,139円までの額	106,813円から156,835円までの額
学校業務嘱託員	月額	72,385円から128,685円までの額	14,477円から25,737円までの額	86,862円から154,422円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	72,645円	14,529円	87,174円
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	201,600円	40,320円	241,920円
学芸研究員	月額	161,142円から166,780円までの額	32,228円から33,356円までの額	193,370円から200,136円までの額
社会教育指導員	月額	173,866円から180,723円までの額	34,773円から36,144円までの額	208,639円から216,867円までの額
学校給食栄養管理補助員	月額	75,612円から105,858円までの額	15,122円から21,171円までの額	90,734円から127,029円までの額
	時給	1,260円	252円	1,512円
学校給食事務補助員	月額	58,912円	11,782円	70,694円
非常勤講師	時給	1,675円から2,379円までの額	335円から475円までの額	2,010円から2,854円までの額
学校警備補助員	日額	1,951円から19,270円までの額	390円から3,854円までの額	2,341円から23,124円までの額
学校業務補助員	月額	58,543円から120,990円までの額	11,708円から24,198円までの額	70,251円から145,188円までの額
幼稚園業務補助員	月額	59,797円	11,959円	71,756円
学校事務アシスタント	月額	58,912円から94,259円までの額	11,782円から18,851円までの額	70,694円から113,110円までの額
	時給	981円	196円	1,177円
学校事務嘱託員	月額	79,010円から126,417円までの額	15,802円から25,283円までの額	94,812円から151,700円までの額

		円までの額	までの額	円までの額
不登校特例校養護教諭	月額	110,599円	22,119円	132,718円
教育相談専門指導員	月額	226,742円から274,584円までの額	45,348円から54,916円までの額	272,090円から329,500円までの額
主任教育相談員	月額	218,514円	43,702円	262,216円
スクールソーシャルワーカー	月額	201,600円から208,838円までの額	40,320円から41,767円までの額	241,920円から250,605円までの額
ほっとスクール指導員	月額	173,866円から180,723円までの額	34,773円から36,144円までの額	208,639円から216,867円までの額
自然教育指導員	月額	161,142円	32,228円	193,370円
幼稚園事務補助員	月額	39,987円	7,997円	47,984円
認定こども園事務補助員	月額	59,981円	11,996円	71,977円
幼稚園・認定こども園補助員(介助)	月額	43,303円から64,954円までの額	8,660円から12,990円までの額	51,963円から77,944円までの額
認定こども園保育員	月額	65,091円から130,182円までの額	13,018円から26,036円までの額	78,109円から156,218円までの額
認定こども園嘱託介助員	月額	145,548円	29,109円	174,657円
認定こども園保育支援員	月額	62,377円	12,475円	74,852円
幼稚園教育嘱託員	月額	62,377円から113,709円までの額	12,475円から22,741円までの額	74,852円から136,450円までの額
預かり保育補助員	月額	27,089円	5,417円	32,506円
教育支援嘱託員	月額	130,590円から192,685円までの額	26,118円から38,537円までの額	156,708円から231,222円までの額
養護教諭	月額	39,324円から110,599円までの額	7,864円から22,119円までの額	47,188円から132,718円までの額
学校医療的ケア看護師	月額	23,623円から159,461円までの額	4,724円から31,892円までの額	28,347円から191,353円までの額
スクール・サポート・スタッフ	月額	68,731円から94,259円までの額	13,746円から18,851円までの額	82,477円から113,110円までの額
歴史専門調査員	月額	173,866円から180,723円までの額	34,773円から36,144円までの額	208,639円から216,867円までの額
新BOP事務局長	月額	162,728円	32,545円	195,273円
就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	58,912円から68,731円までの額	11,782円から13,746円までの額	70,694円から82,477円までの額
就学事務補助員	月額	78,549円	15,709円	94,258円
教育指導課事務補助員	月額	83,459円	16,691円	100,150円

附 則

この規程による改正後の本則の表の規定(同表幼稚園業務補助員の項及び新BOP事務局長の項に係る部分に限る。)は、令和4年2月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

◎世田谷区教育委員会告示第4号

世田谷区教育委員会公印規程(平成4年3月世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月20日

世田谷区教育委員会  
別表2の部に次のように加える。

令和4年5月12日

世田谷区議会議長

下山 芳 男

第15条中「保存」の次に「、廃棄」を加える。

第17条中「とする」を「とし、これらの文書については、5年ごとにその必要性を精査し、引き続き保存する必要がないと認めるものは、そのときをもって保存期間が満了したものとす」に改める。

第18条を次のように改める。

(重要公文書)

第18条 保存期間が満了した後の措置として、区長に移管すべき重要公文書(世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)第2条第3項に規定する重要公文書をいう。)は、前条各号に

6	同	同	生涯学習・地域学校連携事務用	生涯学習・地域学校連携課長
---	---	---	----------------	---------------

附 則

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

訓 令 甲 (議)

◎世田谷区議会議長訓令甲第1号

区 議 会 事 務 局  
世田谷区議会議事局処務規程(昭和47年7月世田谷区議会議長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

掲げる文書とする。

附 則

この訓令による改正後の世田谷区議会事務局処務規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第22回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年5月25日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和4年5月31日(火)  
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について